

岐阜県公報

第二千四百四十五号
平成二十五年五月十七日

(金曜日)

目次

告示

- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 三三五
- 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 三三六
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 三三六
- 保安林の指定予定 (郡上農林事務所) 三三六

公示

- 落札者等に関する公示 (情報企画課) 三三七
- 毒物劇物取扱者試験の実施 (業務水道課) 三三七
- 指定管理者の変更の届出に関する公示 (地域産業課) 三三九
- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 三三九
- 指定管理者の変更の届出に関する公示 (畜産課) 三四〇
- 土地改良事業の工事の完了 (農地整備課) 三四〇
- 岐阜県林業労働力確保支援センターの指定 (森林整備課) 三四〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 (飛騨農林事務所) 三四〇
- 建築基準法に基づく道路の位置指定中訂正 (建築指導課) 三四二

正誤

(建築指導課) 三四二

告示

岐阜県告示第二百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
川西2	大垣市上石津町一之瀬 字多仁	一 二 三 四 五 六 七 八 九

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県大垣土木事務所及び大垣市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
間吹 3	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 関市中之保 字上屋敷道上工	四四二九番一 一号 四四九一 二号 四四八七番一の 一 三号 四四八六番一 四号 四四八六番五 五号 四四二二番一 六号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務
所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第八条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十一年
岐阜県告示第三百五十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項にお
いて準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

市原台団地	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瑞浪市土岐町字平畑			急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事
務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律
第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する
ので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

市原台団地	区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
瑞浪市土岐町字平畑			急傾斜地の崩壊	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県多治見土木事
務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次
の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示
する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
郡上市高鷲町鮎立字猪首二九四一

- 二 指定の目的
落石の危険の防止

- 三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。

- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 電子メール及びインターネット接続システム等の再構築及び貸借・運用保守業務委託 一式

- 2 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札

- 3 入札公告を行った日 平成25年2月8日

- 4 落札者を決定した日 平成25年4月23日

- 5 落札者の住所及び氏名 愛知県名古屋市区牛島町6-1

株式会社日立ソリューションズ中部支社
中部営業本部 第1部長 庄原 哲夫

- 6 落札金額 262,499,958円

- 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地

- (1) 部門の名称 岐阜県総合企画部情報企画課

- (2) 所在地 岐阜市数田南2丁目1番1号

毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第八条第一項第三号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施しますので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号。以下「施行規則」という。）第八条の規定により公示します。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験の日時

平成二十五年八月二十一日（水）午後一時三十分から午後三時三十分まで

- 二 試験の場所

岐阜市三田洞東五丁目六番地一号 岐阜薬科大学三田洞キャンパス

- 三 試験の種類

次のうちいずれか一つを選んで受験してください。

- 1 一般毒物劇物取扱者試験

- 2 農業用品目毒物劇物取扱者試験

- 3 特定品目毒物劇物取扱者試験

- 四 試験科目

- 1 筆記試験

- (一) 毒物及び劇物に関する法規

(二) 基礎化学

(三) 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法（ただし、農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

2 実地試験（筆記により実施）

毒物及び劇物の識別及び取扱方法（ただし、農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては施行規則別表第二に掲げる劇物に限る。）

五 出願書類

1 受験願書（氏名の記載に当たつては、本人の署名又は記名押印によること。）

一通

2 写真（出願前三か月以内に正面から撮影した上半身、無帽、無背景の縦の長さ四・五センチメートル、横の長さ三・五センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び生年月日を記載したもの） 一枚

六 受験手数料

一万五百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付け、納入してください（消印しないこと。）。

七 願書受付期間

平成二十五年六月十日（月）から六月二十一日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

八 願書受付場所

1 県立保健所（保健所に置かれる事務所を含む。以下同じ。）

2 岐阜県健康福祉部業務水道課

九 郵送による受験願書の受付

1 願書郵送受付期間

平成二十五年六月十日（月）から六月二十一日（金）までの消印のあるものに限ります。

2 願書送付先

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二 一 一 岐阜県健康福祉部業務水道課

3 願書郵送方法

出願書類については、「五 出願書類」のとおりです。

出願書類は角形二号の封筒に入れ、封筒には「毒物劇物取扱者試験受験願書在中」と朱書きし、簡易書留により提出してください。

また、一つの封筒に入れることができる出願書類は一件です。

十 受験票の送付

受験者に対して、平成二十五年八月二日（金）までに岐阜県健康福祉部業務水道課から直接受験票を送付します。

十一 合格発表

平成二十五年九月二十日（金）午前十時

試験合格者の受験番号を県庁及び県立保健所の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに掲示するほか、合格者には合格証を送付します。

岐阜県庁ホームページ（業務水道課）

<http://www.pref.gifu.lg.jp/soshiki/kenko-fukushi/yakumu/>

十二 試験結果の提供

毒物劇物取扱者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

毒物劇物取扱者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

平成二十五年九月二十日（金）から十月十八日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前八時三十分から午後五時十五分まで（ただし、平成二十五年九月二十日（金）にあつては、午前十時から午後五時十五分まで）

3 提供する場所

情報公開・個人情報総合窓口（県庁二階）及び県立保健所の特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認ができる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

十三 問い合わせ先

岐阜県健康福祉部業務水道課（電話〇五八 二七二 八二八五）

岐阜県保健所生活衛生課（電話〇五八 三八〇 三〇〇三）

- 岐阜保健所本巢・山県センター生活衛生課（電話〇五八 二二三 七二六八）
- 西濃保健所生活衛生課（電話〇五八四 七三 一一一内線二六八）
- 西濃保健所揖斐センター生活衛生課（電話〇五八五 二三 一一一内線二六一）
- 関保健所生活衛生課（電話〇五七五 三三三 四〇一内線三五七）
- 関保健所郡上センター生活衛生課（電話〇五七五 六七 一一一内線三五二）
- 中濃保健所生活衛生課（電話〇五七四 二五 三一一内線三五五）
- 東濃保健所生活衛生課（電話〇五七二 二三 一一一内線三五七）
- 恵那保健所生活衛生課（電話〇五七三 二六 一一一内線二五五）
- 飛騨保健所生活衛生課（電話〇五七七 三三三 一一一内線三三〇）
- 飛騨保健所下呂センター生活衛生課（電話〇五七六 五二 三一一内線三五三）

指定管理者の変更の届出に関する公示

セラミックパークM.I.N.O.条例（平成十三年岐阜県条例第三十二号）第十条第五項の規定により、セラミックパークM.I.N.O.に係る指定管理者から変更の届出があったので、同条例第十六条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 変更のあった事項
指定管理者の名称
（変更前）財団法人セラミックパーク美濃
（変更後）公益財団法人セラミックパーク美濃
- 二 変更年月日
平成二十五年四月一日

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年五月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業

流通課において縦覧に供する。
また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出年月日
平成二十五年五月七日
- 二 届出者の氏名又は名称
ゲンキー株式会社
- 三 建物の名称及び所在地
ゲンキー田之上店
瑞穂市田之上字倉町二三七番一 外
- 四 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）ゲンキー菓南店
（変更後）ゲンキー田之上店

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十五年五月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十五年四月二十六日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託銀行株式会社

三 建物の名称及び所在地

モレラ岐阜

本巢市三橋字系貫川通二一〇〇番一 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 四九五八台

(変更後) 四三三三台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 一〇箇所

(変更後) 九箇所

指定管理者の変更の届出に関する公示

岐阜県家畜育成牧場の設置、管理及び使用料に関する条例（昭和四十八年岐阜県条例第三十四号）第六条第五項の規定により、岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場に係る指定管理者から変更の届出があったので、同条例第十二条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

指定管理者の名称

(変更前) 社団法人岐阜県農畜産公社

(変更後) 一般社団法人岐阜県農畜産公社

二 変更年月日

平成二十五年四月一日

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業	郡上東部地区 （農業用排水施設整備） 郡上東部地区 （農業用道路整備）	平成二五・三・二二 平成二三・一一・一八

岐阜県林業労働力確保支援センターの指定

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第十一条第一項の規定により次の法人を岐阜県林業労働力確保支援センターとして指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
公益社団法人岐阜県森林公社	美濃市生櫛一六一番地二	同上	平成二十五年四月一日

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の通り土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十五年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土 改 良 区 名	地 名	年 月 日	任 職	役 名	氏 名	住 所
上野平土地改良区	平成一 三・四・五		理事	溝端 勸二	高山市松本町 一三九七番地一	
			副理事	熊崎 良雄	丹生川町新張二九五二番地一四三	
			同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五	
			同	谷口 忠幸	松本町 一五五番地一	
			同	桐山 良一	松本町 九九九番地一八	
			同	森下 正浩	丹生川町新張 四四三番地	
			同	矢籠原 実	三福寺町 三〇五番地	
			同	堺 壮一	丹生川町町方 三一九番地	
			同	中井 洋一	上野町 一五八番地	
			同	木村 弥一	上野町 一〇八九番地	
			同	小林 研一	丹生川町新張 八五四番地	
			同	山下 輝好	丹生川町新張 五六五番地	
			同	山下 千秋	上野町 六七〇番地一三	
			同	白川 勇	本母町 四七〇番地	
			同	櫻本 茂男	丹生川町町方 六一三番地一	
			同	伊藤 鈴郎	丹生川町新張一九五六番地三〇二	
			同	井口 孝男	岡本町 四丁目四〇三番地一	
			同	稲垣 均	丹生川町町方一三八九番地二	
			同	青木 良宏	上野町 一二八二番地三五	

就任した役員

土 改 良 区 名	地 名	年 月 日	任 職	役 名	氏 名	住 所
上野平土地改良区	平成二 三・四・六		理事	谷口 忠幸	高山市松本町 一五五番地一	
			副理事	桐山 良一	松本町 九九九番地一八	
			同	櫻本 茂男	丹生川町町方 六一三番地一	
			同	中井 信幸	上野町 一一七七番地	
			同	今井 由夫	上野町 一〇二七番地二五	
			同	井口 孝男	岡本町 四丁目四〇三番地一	
			同	小瀬 靖浩	丹生川町町方一四五八番地 マイプルハイム7 七二二号室	
			同	白川 勇	本母町 四七〇番地	
			同	渡邊 甚一	三福寺町 一七二番地	
			同	坂上 庄平	松本町 四五二番地	
			同	森下 正浩	丹生川町新張 四四三番地	
			同	下田 正浩	丹生川町新張 三六一番地	
			同	水本 正南	上野町 一一一三番地	
			同	堺 壮一	丹生川町町方 三一九番地	
			同	今井 邦男	丹生川町新張一九五六番地四二六	
			同	橋場 陽治	丹生川町新張一九五二番地七九	
			同	住尚	上野町 六七〇番地二四	
			同	稲垣 均	丹生川町町方一三八九番地二	
			同	長瀬 義勝	上野町 一〇二二番地	
			同	柚原 博次	上野町 一三四〇番地六一	

同 坂本克巳 同 上野町 九五七番地
同 瀬ノ上誠治 同 冬頭町 七九二番地一

